

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者
発生時における事業継続のための対応マニュアル

寒河江市農業再生協議会

令和2年7月15日

1. マニュアルに係る基本事項

(1) 目的

本計画は、寒河江市内の農業経営者や農園の従業員及び集出荷施設等で作業に従事している者（以下「農業関係者」という。）の中に新型コロナウイルス（COVID-19）感染症患者（以下「感染者」という。）が確認された場合に備え、事前に農業関係者がその対応を整理し安全を確保しながら業務を継続する体制を整備することを目的とします。

(2) 適用範囲

本マニュアルは、寒河江市内に在住又は勤務する農業関係者全員を取り組むことを前提とします。

(3) 基本方針

以下の基本方針に基づき、事業継続対応を行います。

① 人命の安全

農業関係者とその家族等に対する新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止を最優先とします。

② 農作物生産体制の維持

農業関係者に新型コロナウイルスが感染した場合においても、地域の農産物の生産を継続し、国民の生命維持に必要な食料（糧）の安定供給を維持します。

③ 地域等の連携

地域の一員として、地域住民や自治体との連携に努めます。

2. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症においては、主な感染経路は飛沫感染や接触感染とされており、特に閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の環境では、咳やくしゃみ等の症状がない無症候の者からも感染の可能性が指摘されています。こうしたことから、

① 密閉（窓がないなど換気ができない場所）

② 密集（近い距離に人が集まる）

③ 密接（手が届く距離で会話や発生が行われる）

の3つの条件（三密条件）のある場所では、感染や感染拡大につながるリスクが高いと考えられます。農業関係者は、事業の特性を踏まえ、この三密条件を避けるための必要な対策を含め、農林水産省が作成した「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を踏まえ以下の感染予防対策を行います。

① 毎日の体温の測定と記録をする。

② 発熱などの症状がある場合には、自宅に待機し農作業を控える。また、家族や雇用従業員の方の体調を毎日確認し、発熱等の風邪症状がある場合は休ませる。

③ 感染が確認された者との濃厚接触があった場合は、自宅待機する。

※ 濃厚接触とは、国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染

症患者に対する積極的疫学調査実施要領」における用語の定義の「濃厚接触者」に該当する行為をいいます。

- ④ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合には、すぐに山形県が設置する「新型コロナ受診相談センター（コールセンター）」（0120-88-0006）に問い合わせる。
- ⑤ 農業用施設、出荷施設等への部外者の立ち入りは最小限にする。
- ⑥ ハウスや作業場等の屋内で作業する場合はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ2mを目安（最低1m）に適切な距離を確保する。多人数で行う場合には必要に応じて換気を行う。
- ⑦ 農作業開始前後やトイレの使用後、農業用施設や集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒を行う。
- ⑧ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特にドアノブ、手すり等人がよく触れるところや作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃をする。
- ⑨ 休憩時は休憩室等個室での集団の休憩は可能な限り避け、時間差で休憩する。
- ⑩ 高温や多湿の環境においては、周囲の人と十分な距離（2m以上）確保できる場合はマスクを外して作業し、マスクを着用する場合は、負荷が強くなる作業等は避けこまめに水分補給を行う等の熱中症対策を行う。

3. 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

（1）感染者発生の把握

自らを含む農業関係者に感染者が確認された場合には、保健所から対応について指導を受けます。また、感染者が確認されたことを寒河江市農業再生協議会事務局（寒河江市農林課又はJAさがえ西村山寒河江営農生活センター）に連絡します。

（2）濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止対策においては、医師の届出等で患者を把握した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされているため、農業関係者は保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のため措置を実施します。

（3）濃厚接触者への対応

- ① 農業関係者は、保健所が濃厚接触者と確定した家族等に対し、14日間の自宅待機及び健康観察を実施する。また、寒河江市農業再生協議会事務局（寒河江市農林課又はJAさがえ西村山寒河江営農生活センター）にその旨を連絡します。
- ② 農業関係者は、濃厚接触者と確定された家族等に対し、保健所の連絡先を伝達します。
- ③ 濃厚接触者と確定された家族等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また農業関係者は、その結果の

報告を速やかに受け、寒河江市農業再生協議会事務局（寒河江市農林課又はJAさがえ西村山寒河江営農生活センター）に結果を連絡します。

4. 生産施設等の消毒の実施

- (1) 農業関係者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施します。
- (2) 消毒は、咳、発熱、だるさ等の症状がある濃厚接触者を除いて実施します。
- (3) 消毒は保健所の指示に従って実施します。ただし、緊急を要し、農業関係者自ら行う場合には以下のとおり実施します。
 - ア 感染者が従事した区域のうち、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール、70%）、入手できない場合には、エタノール（60%台）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施します。
 - イ 噴霧等は拭き取りに比べ効果が劣るため、原則拭き取りを行います。
 - ウ 消毒実施の際は、使い捨ての手袋、マスク、ゴーグル（フェイスシールド）等を着用し、ペーパータオル等で拭き取ります。
 - エ 次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取る場合は、金属部分を腐食する可能性があるため、消毒を行った5分後以降に水拭きを実施します。
- (4) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において出荷停止や農産物廃棄などの対応は行わなくてもよいこととされています。
- (5) 消毒作業ができる者が家族や雇用従事者を含めない場合は、親戚、近隣の農業者、農業生産組織への依頼、又は消毒可能な業者に委託する。また、結果的に消毒実施者の確保が難しい場合は、寒河江市農業再生協議会事務局（寒河江市農林課又はJAさがえ西村山寒河江営農生活センター）に相談ください。

5. 業務の継続

(1) 農業者における業務の継続

農業者は、国民の生命維持に必要な食料（糧）を生産しているため、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であっても事業継続を確保する必要があります。農業経営体において新型コロナウイルスへの感染等が確認された場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するため、次の事項について各農業経営体等の中で話し合いや情報共有をはかり事業継続に向けた計画（参考 事業継続計画）を作成し準備することが重要です。

① 農業者における業務の継続方法

感染者や濃厚接触者が発生した場合、以下により業務や最低限のほ場の維持管理に必要な農作業を委託し業務の継続を図ります。

ア 農業経営体内に非濃厚接触者がいる場合

⇒ 非濃厚接触者が業務を継続します、

イ 症状ない濃厚接触者がいる場合

⇒ 症状のない濃厚接触者が業務を継続します。

※ 症状のない濃厚接触者自らが経営する農地で他の方に接触しない状況で作業することは問題ないとされています。ただし、外出の自粛が要請されるので、農作物の出荷に当たっては、JA等の出荷先に集荷依頼を行う必要があります。

ウ 農業経営体内全員が感染者か症状のある濃厚接触者の場合

⇒ 以下の順に業務や最低限の圃場の維持管理に必要な農作業の委託を検討します。あわせて、農作物への影響を考慮した上で、影響が小さい場合は1～2週間作業を中断についても検討を行います。

(ア) 親類縁者

(イ) 集落内の農業者

(ウ) 地域の生産組織

◎ 上記のいずれも対応が困難な場合は、寒河江市農業再生協議会事務局（寒河江市農林課又はJAさがえ西村山寒河江営農生活センター）に相談ください。

② 業務委託を受けた代替要員と感染者との接触防止措置

家庭内での感染防止を含め、感染者、濃厚接触者及び代替要員は以下の点に留意して作業を行います。

ア 感染者や濃厚接触者と可能な限り接触を避けるため、使用する部屋を分けます。

部屋を分ける対応ができない場合は仕切りを設けます。

イ 家庭内で感染者の世話が必要な場合は、可能な限り世話をする人は限定します。

ウ マスクを極力着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。また、マスクの表面には触れないこととし、マスクを外した後は必ず石けんで手洗いをを行います。

エ こまめな石けんでの手洗い又は消毒薬での手指の消毒を実施します。

オ 換気を定期的に行います。

カ 手で触れるドアの取手などの共部分部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いたあと水拭きを行います。

キ 汚れたりネン、衣服を取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かします。

ク 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てます。

③ 業務委託の実施における留意点

ア 必要な作業の明確化と作業方法の伝達

農業機械を使用する作業を委託する場合は、事前に作業の要点や危険箇所等を整理し、感染防止対策を徹底した上で作業受託者に伝達を行います。

イ 作業受託者の感染防止対策

上記(3)感染症防止対策を作業受託者に周知し、感染症防止対策の徹底をはかります。

ウ 作業料金の設定と精算

作業の委託を行った場合は、作業料金を支払うことになるため、委託者と受託者が直接精算を行います。なお、作業の日当や受託者が機械を持ち込んで作業した場合の作業料金については、寒河江市農業労働賃金等標準協定表策定協議会が策定した寒河江市農業労働賃金等標準協定表を参考とします。

エ 事故発生時の対応

委託した作業中に事故が発生した場合は、作業受託等に当たることから作業を受託した農業者が加入する保険で対応することになるため、事前にその旨を確認します。

④ 業務への復帰

ア 症状のない濃厚接触者で、感染者との接触から 14 日間経過しても症状が出なかった場合は、保健所の指示に従い業務に復帰します。

イ 症状が出てその後 PCR 検査等で感染が確認されなかった濃厚接触者は、感染者との接触から 14 日間経過した後に保健所の指示に従い業務に復帰します。

ウ 感染者及び症状が出てその後感染が確認された濃厚接触者は、医療機関からの退院後、病院又は保健所の指示に従い業務に復帰します。

エ 業務復帰後は、これまで以上に衛生管理の徹底を図るとともに、リスク管理や危機管理を強化します。

(2) 集出荷施設等における業務の継続

集出荷施設等は、国民の生命維持に必要な食料（糧）の供給に大きな役割を担っており、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であっても事業継続を確保する必要があります。

集出荷施設等の管理者は、施設内において新型コロナウイルスへの感染や濃厚接触者が発生した場合に備え、集出荷業務等を円滑に維持・継続するため、あらかじめ消毒用資材の確保や業務継続に必要な代替要員の確保方法、作業マニュアル等を整理し、それに基づいて感染者等が発生した場合の対応をまとめた施設の状況に応じた事業継続計画を作成を行います。

(参考)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者発生時における 事業継続計画書

令和 年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____

1 新型コロナウイルス感染症の予防対策（平時からの対応）

新型コロナウイルス感染症を予防するため、以下の予防対策を実施する

- ① 毎日の体温測定、記録を行う
- ② 発熱などの症状がある場合には、自宅に待機し農作業を控える。また、家族や雇用従業員の方の体調を毎日確認し、発熱等の風邪症状がある場合は休ませる。
- ③ 感染が確認された者との濃厚接触があった場合は、自宅待機する。
息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合には、すぐに山形県が設置する「新型コロナ受診相談センター（コールセンター）」（0120-88-0006）に問い合わせる。
- ⑤ 農業用施設、出荷施設等への部外者の立ち入りは最小限にする。
- ⑥ ハウスや作業場等の屋内で作業する場合はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ2mを目安（最低1m）に適切な距離を確保する。多人数で行う場合には必要に応じて換気を行う。
- ⑦ 農作業開始前後やトイレの使用後、農業用施設や集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒を行う。
- ⑧ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特にドアノブ、手すり等人がよく触れるところや作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃をする。
- ⑨ 休憩時は休憩室等個室での集団の休憩は可能な限り避け、時間差で休憩する。
- ⑩ 高温や多湿の環境においては、周囲の人と十分な距離（2m以上）確保できる場合はマスクを外して作業し、マスクを着用する場合は、負荷が強くなる作業等は避けこまめに水分補給を行う等の熱中症対策を行う。

2 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

状況	実施する対応
①感染者発生を把握	・保健所からの指導に基づく対応の実施 ・寒河江市農業再生協議会事務局（寒河江市農林課又はJAさがえ西村山寒河江営農生活センター）に対する連絡
②濃厚接触者の確定時	・健所で積極的疫学調査への協力 ・濃厚接触者に対する自宅待機措置

③濃厚接触者に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所が濃厚接触者と確定した家族等に対して14日間の自宅待機及び健康観察の実施 ・濃厚接触者と確定された家族等に対する保健所の連絡先伝達 ・濃厚接触者と確定された家族等が症状を呈した場合の行政検査の受検及び結果についての寒河江市農業再生協議会事務局への連絡
④生産施設等の消毒の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒実施（保健所が必要と判断した場合等）

○生産施設等の消毒実施体制について

寒河江市農業再生協議会作成の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者発生時における事業継続のための対応マニュアル」（以下、「マニュアル」）に基づき作業を実施する。

3 業務の継続

以下の手順により業務の継続をはかる。

状況	実施する対応
1 非濃厚接触者がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・非濃厚接触者が業務を継続する
2 症状のない濃厚接触者がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・症状のない濃厚接触者が業務を継続する
3 全員が感染者又は症状のある濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の圃場の維持管理に必要な農作業の委託を検討（委託先の選定の優先順位は下記のとおりとする。委託にあたっては、寒河江市のマニュアルに基づいて実施する） ・農作物への影響が小さい場合は作業中断を検討
4 業務への復帰段階	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者が感染者との接触から14日間経過して症状が出ない場合は、保健所の指示に従い業務に復帰する。 ・症状がありPCR検査等で感染が確認されなかった濃厚接触者は、感染者との接触から14日間経過した後に保健所の指示に従い業務に復帰する。 ・感染者は、医療機関からの退院後、病院又は保健所の指示に従い業務に復帰する。

○作業委託時の委託先

優先順位 1 _____

優先順位 2 _____

優先順位 3 _____